

青森県報

第九百二十二号

令和七年
六月四日
(水曜日)

目次

告 示

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額の一部改正…(人事課) …一

○青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第十条の二第一項の知事が定める金額の一部改正…(同) …二

○喀痰吸引等業務を行う必要がなくなった旨の届出…(高年齢福祉保険課) …二

○特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出…(同) …二

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出…(障害福祉課) …三

公 告

○特定漁港漁場整備事業計画の公表…(漁港漁場整備課) …三

出 先 機 関

○土地改良事業の工事の完了…(中南農林水産事務所) …三

○土地改良区の役員の就任及び退任…(上北農林水産事務所) …三

○右 同…(同) …四

告 示

青森県告示第三百二十三号

平成四年四月二十七日青森県告示第三百八号（青森県議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第五条第二項及び第四項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額）の一部を次のように改正する。

令和七年六月四日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

表を次のように改める。

年 齢 階 層	最 低 限 度 額	最 高 限 度 額
二十歳未満	五、四九九円	一三、九七五円
二十歳以上二十五歳未満	六、一四三円	一三、九七五円
二十五歳以上三十歳未満	六、七〇三円	一五、二三七円
三十歳以上三十五歳未満	七、〇二三円	一八、〇一六円
三十五歳以上四十歳未満	七、三二六円	二〇、八六四円
四十歳以上四十五歳未満	七、五七六円	二二、五六四円
四十五歳以上五十歳未満	七、七六六円	二三、六六六円
五十歳以上五十五歳未満	七、七一一円	二五、三五四円
五十五歳以上六十歳未満	七、三四八円	二六、一八七円
六十歳以上六十五歳未満	六、一九二円	二二、六九四円
六十五歳以上七十歳未満	四、二〇〇円	一七、四八四円

七十歳以上

四、二〇〇円

一三、九七五円

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、令和七年四月以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金又は遺族補償年金（以下「年金たる補償」という。）及び令和七年四月一日以後に支給すべき事由が生じた休業補償について適用し、同月前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百三十四号

平成八年五月十五日青森県告示第三百四十五号（青森県議会議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例第十条の二第二項の知事が定める金額）の一部を次のように改正する。

令和七年六月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

表常時介護を要する状態の項中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、表随時介護を要する状態の項中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

附 則

- 1 この告示は、告示の日から施行する。
- 2 改正後の表の規定は、令和七年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

青森県告示第三百三十五号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の六第二項の規定により、次の登録喀痰吸引等事業者から喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつた旨の届出があつたので、同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和七年六月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	氏名又は称	住 所	事 業 所	登録失効年月日	備 考
〇二五〇〇三九	社会福祉法人八陽会	八戸市大字十日市字黒坂三五	特別養護老人ホーム修光園サテライト	八戸市田向一丁目七の五	令和七・七一 特別養護老人ホーム

青森県告示第三百三十六号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者から特定行為業務を行う必要がなくなつた旨の届出があつたので、同法附則第二十七条第二項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

令和七年六月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

登録番号	氏名又は称	住 所	事 業 所	登録失効年月日	備 考
〇二〇〇〇一八三	社会福祉法人八陽会	八戸市大字十日市字黒坂三五	特別養護老人ホーム修光園サテライト	八戸市田向一丁目七の五	令和七・七一 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
〇二〇〇〇一五五	津軽保健生活協同組合	弘前市大字野田二丁目一	健生介護センター虹	弘前市大字田向二丁目九の二	短期入所生活介護
〇二〇〇〇三三八	社会福祉法人弘前豊徳会	弘前市大字一八字の中桜	看護小規模多機能型居宅介護ハウス	弘前市大字一八字の中桜	看護小規模多機能型居宅介護

青森県告示第三百三十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和七年六月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

指定障害福祉サービス事業者	障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業を廃止する事業所	
	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
社会福祉法人伸康会	弘前市大字独狐一字石田一二一の		シェアハウスらぼーるの町	弘前市大字浜の町東一の七の四
	共同生活援助			令和七・五・一
				年月日

公 告

特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第三百三十七号）第十七条第一項の規定により、白糠地区に係る特定漁港漁場整備事業計画を定めたので、同項の規定により公表する。

なお、当該特定漁港漁場整備事業計画は、青森県農林水産部水産局漁港漁場整備課及び青森県下北農林水産事務所むつ水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年六月四日

青森県知事 宮 下 宗一郎

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和七年六月四日

青森県中南農林水産事務所長 齋 藤 禎 展

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
福 島	経営体育成基盤整備事業（農業用排水施設整備）（暗渠排水）（農道）	令和六・三・〇
前田屋敷	農業水利施設保全合理化事業（耕作条件型）	六・六・六
野曾江堰	〃	〃
引 座 川	基幹水利施設ストックマネジメント事業	七・三・五

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、大浦土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があったので、同条第十九項の規定により公告する。

令和七年六月四日

青森県上北農林水産事務所長 種 市 順 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
-------------------	-----	-----	----------------------------

土地改良区の役員の就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、大豆田土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十八項の規定により公告する。

理事	蛭名 博文	上北郡東北町大字大浦字大浦一五の一	令和 七・四二就任
〃	佐々木 広行	三 〃 〃 字徳万才五〇の	〃
〃	米内山 元	〃 〃 〃 字古館二三の一	〃
〃	蛭名 寿	〃 〃 〃 字大浦四二の四	〃
〃	大池 真知子	三沢市花園町四丁目三一の三八一七	〃
〃	米内山 嘉一	上北郡東北町大字大浦字熊沢二〇の一	〃
〃	米内山 隆博	〃 〃 〃 字古館一九の一	〃
監事	瀬川 亨	〃 〃 〃 字徳万才二	〃
〃	町屋 司	〃 〃 〃 字中岫平二五	〃
〃	佐々木 光昭	〃 〃 〃 字大長根九の一	〃
理事	瀬川 桂吾	〃 〃 〃 字徳万才六の一	七・四二退任
〃	阿部 一彦	〃 〃 〃 字才市田四三	〃
〃	蛭名 博文	〃 〃 〃 字大浦一五の一	〃
〃	蛭名 寿	〃 〃 〃 〃 四二の四	〃
〃	佐々木 広行	三 〃 〃 字徳万才五〇の	〃
〃	佐々木 光昭	〃 〃 〃 字大長根九の一	〃
〃	米内山 和夫	一 〃 〃 〃 四八の	〃
〃	米内山 元	〃 〃 〃 字古館二三の一	〃
監事	瀬川 亨	〃 〃 〃 字徳万才二	〃
〃	米内山 隆博	〃 〃 〃 字古館一九の一	〃
〃	町屋 司	〃 〃 〃 字中岫平二五	〃

令和七年六月四日

青森県上北農林水産事務所長 種市順司

役員 の 区別	氏名	住 所	就任及び退任 の年月日
理事	濱谷 和恵	上北郡横浜町字川尻三七の一	令和 七・四・九就任
〃	高橋 敏広	〃 〃 字大畑九の八	〃
〃	太田 岩男	〃 〃 字大豆田五五の二	〃
〃	澤谷 政夫	〃 〃 字中畑四一の二二	〃
〃	澤谷 則光	〃 〃 四三の二	〃
〃	白濱 幸雄	〃 〃 字家ノ前川目三三の三二	〃
〃	中山 綾枝	〃 〃 字大豆田一二	〃
〃	菊池 國雄	〃 〃 字家ノ前川目六一の一	〃
〃	中山 辰司	〃 〃 字大豆田八三の二	〃
〃	山道 敏彦	〃 〃 字家ノ前川目三三の二五	〃
理事	菊池 國廣	〃 〃 二八の二一	七・四・八退任
〃	濱谷 和恵	〃 〃 字川尻三七の一	〃
〃	太田 岩男	〃 〃 字大豆田五五の二	〃
〃	澤谷 則光	〃 〃 字中畑四三の二	〃
〃	澤谷 政夫	〃 〃 四一の二二	〃
〃	白濱 幸雄	〃 〃 字家ノ前川目三三の三二	〃
〃	高橋 敏広	〃 〃 字大畑九の八	〃
〃	菊池 國雄	〃 〃 字家ノ前川目六一の一	〃
〃	白糠 幸男	〃 〃 一六四	〃
〃	中山 辰司	〃 〃 字大豆田八三の二	〃
監事			

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行